

## インテックス大阪利用規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、インテックス大阪の施設の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 施設 別表 1 並びに別表 2 に掲げる施設、設備をいう。
- (2) 利用者 施設の利用承認を受けた者をいう。
- (3) 利用料 別表 1 並びに別表 2 に掲げる利用料をいう。
- (4) 事業運営者 インテックス大阪の事業運営を行う一般財団法人大阪国際経済振興センター及び鹿島建物総合管理株式会社をいう。
- (5) センター 事業運営者の代表者である一般財団法人大阪国際経済振興センターをいう。

### (利用の承認)

第 3 条 毎年あるいは数年に一度開催される継続催事で施設を利用しようとする者は、利用開始日の 2 年度前の 4 月 1 日から 1 年前までに、新たに開催される新規催事で施設を利用しようとする者は、原則、利用開始日の 1 年前から申込書を提出し、センターの承認を得なければならない。

- 2 センターは、次の各号の一に該当するときは、施設の利用を承認しない。
  - (1) 利用にあたり、公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
  - (2) 施設を利用しようとする者の役員等(利用者が個人事業主である場合はその者を、利用者が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下、「暴力団」という。)の構成員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する者。)又は、その他反社会的勢力の構成員(以下、「暴力団員等」という。)であるとき。
  - (3) 施設を利用しようとする者について、暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - (4) 施設を利用しようとする者の役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員等を使用したと認められるとき。
  - (5) 施設を利用しようとする者の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - (6) 施設を利用しようとする者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (7) 施設を利用しようとする者の役員等が、下請契約、資材・原料等の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第 1 号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 利用にあたり、施設等(管理棟等共用施設、施設設備を含む。以下同じ。)を毀損するおそれがあるとき。

- (9) その他、施設等の管理・運営上支障があるとき。
- 3 センターは、承認に際して必要な条件を付することがある。

(利用日及び利用時間)

第 4 条 施設の利用時間は、9時から17時までとする。

- 2 利用者は、センターの承認を得た上で、時間外利用料を支払うことにより、利用時間を17時から翌9時まで延長することができる。ただし搬入並びに搬出は原則として22時までとする。
- 3 22時以降翌7時までの利用は、大型の見本市等（予定搬入出期間3日以上、延利用面積50,000㎡以上）を開催する利用者に限る。

(利用料)

第 5 条 施設の利用料は、別表1のとおりとする。

ただし、センターが認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料の支払)

第 6 条 利用料の支払は、その10%を請求書作成日から30日後までとし、その残額について、利用開始の日の1か月前までとする。ただし、センターが特に認めた場合は、この限りでない。

(附属設備の利用)

第 7 条 利用者は、センターの承認を得た上で、別表2に定める附属設備を利用することができる。この場合、センターが指定する期限までに同表に定める利用料を支払わなければならない。

(延滞金)

第 8 条 利用者は、指定された期限までに利用料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、利用料の年8.8%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(利用の変更および取消し)

第 9 条 利用しようとする者の都合で日程や利用する展示館を変更するなどのほか、申し込みを取り消す場合は、速やかにセンターの承認を得なければならない。

(利用料の返還)

第 10 条 既納の利用料は、返還しない。

ただし、センターが特に必要と認めた場合は、その全額又は一部を返還することができる。

(利用承認の取消し等)

第 11 条 センターは、次の各号の一に該当するときは、施設の利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことがある。

- (1) この規程又は利用の承認の条件に違反したとき

- (2) 利用承認後に、利用者が第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (3) 指定期日までに利用料の納付がないとき
- (4) 利用者が第三者に全部又は一部の利用する権利を譲渡あるいは転貸したことを認められるとき
- (5) 『利用申込書』の催物内容の記載と異なる催物を行ったり、当該催事内容の趣旨と異なる展示を行ったりしたとき
- (6) 来場者、出展者の身の安全を脅かす恐れのあるとき
- (7) 前各号に定めるものの他、当施設の利用を不相当と認めるとき
- (8) 地震、台風その他の天変地異、火災、停電、戦争、騒乱等の不可抗力により施設の通常の方法による使用、または来館者の安全の確保が困難とセンターが判断したとき
- (9) 国・大阪府・大阪市等の行政機関から施設の使用中止や催物の開催中止の勧告や命令が出されたとき
- (10) 国・大阪府・大阪市等の行政機関または行政機関から委託を受けた機関等が、国民や府民、市民の健康、安全、衛生等の確保の為に施設を利用する必要があるが生じたとき
- (11) その他、施設の管理・運営上やむをえない事由が生じたとき

- 2 前項に掲げる事由により利用者等に損害が生じることがあっても、事業運営者はその責任を負わない。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、この規程に基づき善良な管理者の注意をもって施設等を利用しなければならない。

- 2 事業運営者の職員は、必要と認めたときは、随時、利用者の利用する施設に立ち入ることができる。
- 3 利用者は、施設の管理上、事業運営者が必要と認める事項を指示した場合は、これを遵守しなければならない。
- 4 利用者は、事業運営者の承認がない限り、その利用施設等を増改築し、又はその原状を変更することができない。

(費用等の負担)

第13条 利用者が利用施設等について、必要費又は有益費を支出することがあっても、事業運営者はその補償の責を負わない。

(光熱水費の負担)

第14条 利用者は、施設において利用した電気、ガス、水道等の経費を負担しなければならない。

- 2 利用者は、前項の経費をセンターが指定する期限までに支払わなければならないが、指定された期限までにこれを支払わないときは、第8条の規定を準用する。

(物品等の管理義務)

第15条 利用者は、施設等の利用にともない設置若しくは利用する展示物、車両、備品、その他物品等について、施設等並びに、他の利用者及び来場者等に対して、損害等を与え

ることのないよう、適切に管理しなければならない。

(原状回復義務)

第16条 利用者は、利用承認期間が満了したとき又は利用承認取消しの通知を受けたときは、ただちに利用者の負担と責任において原状回復を行わなければならない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときには、事業運営者は利用者に代わってこれを施行し、その費用は利用者が負担するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、第三者に全部又は一部の利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第18条 利用者は、施設等の利用にともない、建物、設備、備品等を損傷し又は滅失したときは、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、施設等の利用にともない、来場者等に損害をあたえたときには、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第19条 事業運営者は、その責に帰すことのできない施設等の滅失又は毀損による利用者等の損害については、その責を負わない。

- 2 事業運営者は、利用者が施設等の利用に際し、第三者に与えた損害については、その責を負わない。

(その他)

第20条 前各条に定めるもののほか、インテックス大阪の利用について必要な事項は、別にセンターが定める。

附 則

この規程を平成12年7月1日に一部改正する。

この規程を平成16年4月1日に一部改正する。

この規程を平成18年1月4日に一部改正する。

この規程を平成18年4月1日に一部改正する。

この規程を平成19年7月1日に一部改正する。

この規程を平成25年4月1日に一部改正する。ただし、別表の時間外使用料については、平成26年4月1日より適用する。適用日前の使用料については、なお従前の例による。

この規程を平成26年4月1日に一部改正する。

この規程を令和3年10月1日に一部改正する。ただし、第3条1項の改正について、既に申込書を提出し、センターの承認を得たものについては、その効力を有するものとする。

この規程を令和6年7月1日に一部改正する。